

【オーストラリア】2019年生きた動物の輸出に係る監察官法

主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義

* オーストラリアの家畜輸出業界の規制の在り方をめぐって、監督官庁である農務省への批判が高まる中、家畜輸出規制システム全体の監督を責務とする独立監察官の設置等を定める法律が、2019年10月2日に制定された。

1 制定の背景

オーストラリアにおける家畜輸出業界の規制当局である農務省の監督を責務とする独立監察官（以下「監察官」）の設置等を定める「2019年生きた動物の輸出に係る監察官法」（2019年法律第81号）¹（以下「監察官法」）が、2019年10月2日に制定された（翌日施行）。

オーストラリアでは、家畜輸出業者が遵守しなければならない要件を規定する「1997年オーストラリア食肉及び家畜産業法」（1997年法律第206号）²及び「1982年輸出管理法」（1982年法律第47号）³が制定されている。前者は家畜輸出業者の輸出免許に関する規定等を、後者は家畜輸出業者の監査及び違反に対する罰則の規定等を定めている。これらの法律の規定に従い、2012年から現在に至るまでに、172件の法令遵守に係る調査が行われてきた。しかし、輸出免許の停止又は没収等の罰則の適用を受けた家畜輸出業者は、そのうちごく少数にすぎなかった⁴。例えば2018年4月には、パースの家畜輸出業者が中東へ船舶で羊を輸送中に、高温が原因で2,400頭が死亡したとのテレビ報道があった⁵。農務省は報道に先立ち、この大量死に関する調査を実施したにもかかわらず、当該輸出業者へ罰則は科されなかった。

こうした事態を受け、デヴィッド・リトルプラウド（David Littleproud）農務大臣（当時）は、農務省の規制能力及び文化に関する独立調査会による調査を実施し、その調査報告書⁶の31項目の勧告を基に「監察官法」が制定された。

2 「監察官法」の概要

「監察官法」は全6章41か条（第1章「通則」（第1条～第7条）、第2章「生きた動物の輸出に係る監察官の設置、機能及び権限」（第8条～第11条）、第3章「管理規定」（第12条～第22条）、第4章「情報管理」（第23条～第31条）、第5章「遵守及び執行」（第32条～第35条）、第6章「雑則」（第36条～第41条））から成る。なお、「監察官法」に規定さ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月14日である。

¹ Inspector-General of Live Animal Exports Act 2019, No.81, 2019 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019A00081>>

² Australian Meat and Live-stock Industry Act 1997, No.206, 1997 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00013>>

³ Export Control Act 1982, No.47, 1982 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C01063>>

⁴ Claire Petrie, “Inspector-General of Live Animal Exports Bill 2019,” *BILLS DIGEST*, NO.23, September 6, 2019, p. 3. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/6895207/upload_binary/6895207.pdf;fileType=application/pdf>

⁵ “Live sheep exports,” *Sixty Minutes*, April 8, 2018.

⁶ Philip Moss, *Review of the regulatory capability and culture of the Department of Agriculture and Water Resources in the regulation of live animal exports (Moss review)*, report prepared for the Department of Agriculture and Water Resources, September 27, 2018. <<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/export/moss-review.pdf>>

れた機能及び権限等は、先行して制定された「2015年バイオセキュリティ法」(2015年法律第61号)⁷第6章に規定された「バイオセキュリティに係る監察官(Inspector-General of Biosecurity)」をモデルにしている。

(1) 目的(第3条)

オーストラリアの家畜輸出において、①規制当局である農務省の規制行為、能力及び文化を持続的に向上させ、②規制をめぐる説明責任及び保証に関する新たな階層を提供し、③家畜輸出担当公務員(live-stock export official)の機能執行、権限行使を確実なものにし、及び動物の福祉を考慮することを目的とする。

(2) 家畜の種類(第5条)

畜牛、子牛、羊、子羊、山羊、バッファロー、ラクダ及び鹿を家畜と定義する⁸。

(3) 監察官の権限等(第10条～第11条)

監察官は、家畜輸出に関連して、家畜輸出担当公務員の機能執行又は権限行使に係る調査を実施することができる。監察官はそれぞれの調査に関する報告書を公表しなければならない。監察官は、ある者が所有する情報又は文書が調査に必要であると合理的と考えられる場合、その者に対し質問、情報の提供又は文書の作成を求めることができる(回答期限は14日以内)。その者が監察官の求めに応じない場合、240ペナルティユニット⁹の民事罰を科すことができる。

ただし、監察官は、家畜輸出担当公務員による個別の機能執行及び権限行使について調査することは許可されない。これは監察官の責務が、より広範なオーストラリアの家畜輸出規制システムの監督にあるからである¹⁰。

(4) 監察官の任命等(第13条)

農務大臣は、監察官を文書により任命することができる。監察官は常勤又は非常勤として任命することができる。監察官は任命文書に特定された期間、職務にあるが、その期間は5年を超えてはならない。再任命された場合も、合計で10年以上、職務にあつてはならない。

(5) 情報管理(第24条～第29条)

この法律に基づき保護情報(protected information)を得た者は、①この法律に基づく機能執行又は権限行使、②裁判所又は審判所による審問、③法執行機関が指揮する活動に関連する法執行目的、④別のオーストラリアの法律による要請である場合、又は⑤情報に関連する者又は情報に関連する者が同意する者、⑥情報の提供者である者に対し、使用又は開示することができる。

上述の場合を除き、保護情報を使用又は開示した者には、2年の禁錮刑若しくは120ペナルティユニットに処し、又はこれを併科する。

(6) 報告要件(第40条)

監察官は、各会計年度後、可能な限り速やかに農務大臣への年次報告書を作成しなければならない。年次報告書には各年度に調査を開始した及び終了した案件数を含めなければならない。

⁷ Biosecurity Act 2015, No.61, 2015 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00097>> 概要については、吉本紀「【オーストラリア】バイオセキュリティ法」『外国の立法』No.264-1, 2015.7, pp.22-23. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9446695_po_02640111.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

⁸ 1997年オーストラリア食肉及び家畜産業法第3条による。

⁹ 1ペナルティユニットは210豪ドル。1豪ドルは74.447円(令和2年1月分報告省令レート)。

¹⁰ Claire Petrie, *op.cit.*(4), p.10.